

新型コロナウイルス(しんがたころなういるす)感染症(かんせんしょう)が 広(ひろ)がらないようにするために 在留申請(ざいりゅうしんせい)の 手続(てつづ)きの期間(きかん)を 延(の)ばします

3月(がつ)から 6月(がつ)までに 在留期間(ざいりゅうきかん)の 終(お)わる日(ひ)がくる人(ひと)は 在留期間(ざいりゅうきかん)の 終(お)わる日(ひ)を すぎても 3か月(げつ)あとまで 在留資格(ざいりゅうしかく)の変更(へんこう) や 在留資格(ざいりゅうしかく)の更新(こうしん)の 手続(てつづ)きができます 急(いそ)いで 申請(しんせい)に 来(く)る必要(ひつよう)はありません

ベトナム語(ご)

Liên quan đến gia hạn thời gian tiếp nhận thị thực của việc để ngăn chặn nhiễm trùng lan rộng của bệnh nhiễm trùng virus corona chủng mới.

<http://www.moj.go.jp/content/001318906.pdf>

ネパール語(ご)

नयाँ कोरोना भाइरस (COVID-19) को फै लावट रोकथामको लागि आवेदन िलने अविध को सूचना

<http://www.moj.go.jp/content/001318909.pdf>

タガログ語(ご)

Extension sa pagtanggap ng application period upang maiwasan ang pagkalat ng sakit na coronavirus (COVID-19)

<http://www.moj.go.jp/content/001318907.pdf>

新型コロナウイルス(しんがたころなういるす)のために 自分(じぶん)の国(くに)に 帰(かえ)れない人(ひと)に 対(たい)する いろいろな 在留資格(ざいりゅうしかく)に 関(かん)する 申請(しんせい)や 在留資格認定証明書(ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょ)に 関(かん)する 取扱(とりあつか)い方(かた)について

- 1 自分(じぶん)の国(くに)に 帰(かえ)れない人(ひと)に 対(たい)する 在留申請(ざいりゅうしんせい)について

①短期滞在(たんきたいざい)で 日本(にほん)にいる人(ひと)

90日(にち)のあいだ日本(にほん)に いることができる在留期間(ざいりゅうきかん)の更新(こうしん)を認(みと)めます

②技能(ぎのう)実習(じっしゅう) で日本(にほん)にいる人(ひと)

いままでと 同(おな)じ場所(ばしょ)で 同(おな)じ仕事(しごと)を するときは 特定活動(とくていかつどう)として 3か月(げつ)のあいだ そのまま仕事(しごと)ができるように 在留資格(ざいりゅうしかく)の変更(へんこう)を 認(みと)めます

特定(とくてい)活動(かつどう)のインターンシップ(いんたーんしっぷ)9号(ごう)と 外国人建設就労者(がいこくじんけんせつしゅうろうしゃ)32号(ごう)や 外国人造船就労者(がいこくじんぞうせんしゅうろうしゃ)35号(ごう)に 製造業外国人従業員(せいぞうぎょうがいこくじんじゅうぎょういん)42号(ごう)の人(ひと)

いままでと 同(おな)じ場所(ばしょ)で 同(おな)じ仕事(しごと)を するときは 特定活動(とくていかつどう)として 3か月(げつ)のあいだ そのまま仕事(しごと)ができるように 在留資格(ざいりゅうしかく)の変更(へんこう)を 認(みと)めます

③そのほかの在留資格(ざいりゅうしかく)で 日本(にほん)にいる人(ひと)

90日(にち)のあいだ 日本(にほん)に いることができる 短期滞在(たんきたいざい)の 在留資格(ざいりゅうしかく)に 変更(へんこう)することを 認(みと)めます

上(うえ)に書(か)いてある②の人(ひと)で 仕事(しごと)をしない人(ひと)は③の人(ひと)と同(おな)じになります

※新型コロナウイルス(しんがたころなういるす)のために 自分(じぶん)の国(くに)に帰(かえ)れない間(あいだ)は 更新(こうしん)することができます

2 在留資格証明書(ざいりゅうしかくしょうめいしょ)について

①在留資格証明書(ざいりゅうしかくしょうめいしょ)については 有効期間(ゆうこうきかん)を 6か月(げつ)とします

②いま 申請(しんせい)しているものについては 活動(かつどう)を始(はじ)める時期(じき)の変更(へんこう)の 希望(きぼう)があったときは 受入(うけい)

れ)機関(きかん)が 作(つく)った理由書(りゆうしょ)を 見(み)て決(き)めま
す

③日本(にほん)に 戻(もど)ってくる手続(てつづ)きをして 日本(にほん)から
ほかの国(くに)に行(い)っている人(ひと)で 在留資格認定証明書(ざいりゅうしつがくにんていしめいしょ)をもらうこと
を申請(しんせい)しているときは 申請書(しんせいしょ)と 受入機関(うけいれきかん)が作った
理由書(りゆうしょ)を見て決(き)めます

※新型コロナウイルス(しんがたころなういるす)のために 予定(よてい)してい
たことに 変更(へんこう)があった人(ひと)を 対象(たいしょう)とします

3 在留申請中(ざいりゅうしんせいちゅう)に 日本(にほん)に戻(もど)ってくる ことを認(みと)められて 日本(にほん)国外(こくがい)へ行(い)っている人(ひと) について

日本(にほん)に 戻(もど)ってくることを 認(みと)められて いま 日本(にほ
ん)の国外(こくがい)にいる人(ひと)で 日本(にほん)を 出発(しゅつぱつ)する前
(まえ)に 在留資格変更許可申請(ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい)や
在留期間更新許可申請(ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせい)を していると
きは 日本(にほん)にいる 親族(しんぞく)や 受入機関(うけいれきかん)が 本
人(ほんにん)に代(か)わって 在留カード(ざいりゅうかーど)を もらうことを認
(みと)めます

これは 新型コロナウイルス(しんがたころなういるす) で日本(にほん)にもど
って来(こ)られないとき 日本(にほん)国外(こくがい)にいる人(ひと)が 再入国
許可(さいにゅうこくきょか)による 日本(にほん)に上陸(じょうりく)する申請(し
んせい)ができることとなります

法務省出入国在留管理庁(ほうむしょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう)

電話(でんわ) 03-3580-4111 (代表(だいひょう))

日本語(にほんご)が よくわからない人(ひと)や 自分(じぶん)の 国(くに)の言
葉(ことば)で 話(はなし)をしたい人(ひと)は 船橋市外国人総合相談窓口(ふな
ばしし がいこくじんそうごうそうだんまどぐち)に連絡(れんらく)してくださ

い 船橋市外国人総合相談窓口(ふなばしし がいこくじんそうごうそうだんまどぐち)

電話(でんわ) : 050-3101-3495

午前(ごぜん)9時(じ)から午後(ごご)5時(じ)

土曜日(どようび) 日曜日(にちようび) 祝日(しゅくじつ)は 休(やす)みです